条件書　MV14_210416

1. 本条件書において、次の用語を以下のとおり定義するものとします。
   (1)「機器」とは、注文書に記載し、契約条項 GCE-990_210416（以下本契約という）第 4 条第 3 号にもとづき甲が乙に提示する乙の書式(以下「管理台帳」という)で特定される乙所定の機械装置を意味します。
   (2)「接続機器」とは、「機器」に接続されている器具類を意味します。
   (3)「ソフトウェア」とは、「機器」に搭載するコンピューター・プログラムのうち、「管理台帳」で特定される乙所定のコンピューター・プログラムを意味します。
   (4)「対象製品」とは、「機器」,「接続機器」,および「ソフトウェア」の総称を意味します。ただし、次の機械装置,器具類およびコンピューター・プログラムを除くものとします。
      ①　ネットワーク機器類ならびにルーター,ブリッジ等を介して接続される別ネットワークの機械装置,器具類およびコンピューター・プログラム
      ②　乙が別途甲に対して切りわけ対象外である旨を通知する機械装置,器具類およびコンピューター・プログラム

2. 本契約第 3 条第 1 項にもとづき、乙が甲に提供する CentreWare スキャンサービス追加クライアント一括サービスの内容は次のとおりとします。
   (1) 障害切り分けサービス
      ①「対象製品」に障害が発生した場合、乙は甲の要請にもとづき乙の指定する技術者の電話または訪問により、障害原因を調査します。ただし、当該調査の一次対応は電話で行うものとし、乙が必要と判断した場合、訪問するものとします。
      ② 障害切り分けサービスには、障害修復のための「対象製品」の修理・修復作業は含まないものとします。
   (2)「ソフトウエア再インストール・環境再設定サービス」
      ①「ソフトウェア」に障害が発生した場合、乙は前号に定める障害切り分けサービスを実施のうえ、障害の原因となった「ソフトウェア」を再インストールします。
      ② 乙は、前記①による「ソフトウェア」の再インストール後、「管理台帳」記載の状態に「ソフトウェア」を再設定します。
      ③「ソフトウエア再インストール・環境再設定サービス」の実施に起因する甲のコンピューター・プログラムまたはデータ等の滅失、毀損その他の甲の損害については、乙はその責を負わないものとします。
   (3)　「パッチインストールサービス」
      ①　「パッチインストールサービス」対象の「ソフトウェア」（本項において『ソフトウェア』という）は、注文書で特定するものとします。
      ②　『ソフトウェア』に障害が発生した場合、乙は本項第 1 号に定める障害切り分けサービスを実施のうえ、乙が必要と判断したとき、『ソフトウェア』のパッチファイルを、甲に代わって「機器」に搭載します。
      ③ 甲は、使用権を有する『ソフトウェア』のパッチファイルを乙の技術者に提供するものとします。
      ④ 前記②の搭載作業は当該パッチファイル所定の手順に従い実施するものとし、乙は当該搭載作業により、それ以前に甲が「機器」で使用していたコンピューター・プログラムのすべてがパッチファイル搭載後の「機器」でも動作することを保証するものではありません。
      ⑤「パッチインストールサービス」には、『ソフトウェア』のバージョンアップ使用権の許諾および当該バージョンアップ版のインストール作業は含まないものとします。

3. 本契約第 6 条第 1 項を次のとおり変更します。
   本契約期間は注文書記載のとおりとします。ただし、当該契約期間満了の 2 ヵ月前までに甲乙いずれからも書面により本契約を終了させる意思表示がない場合、更に 1 年間更新するものとし、以後の更新も同様とします。

4. 本契約第 8 条に次の条項を追加します。
   甲が「対象製品」を変更する場合、乙は当該変更内容に応じて「保守サービス料金」を改定するものとします。

5. 本契約第 15 条に次の条項を追加します。
   乙は、「支援業務」の実施により「対象製品」の障害が必ず是正されることを保証するものではありません。

以上